

令和6年度 第1回 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会

- 1 日 時 令和6年5月30日（木）午前10時00分～午後0時15分
- 2 場 所 府中駅北第2庁舎 3階会議室
- 3 出席委員 12名（50音順）
井手委員、井上委員、入澤委員、岸委員、島村委員、鈴木委員、田代委員、永合委員、
廣瀬委員、山岡委員、吉木委員、米田委員
- 4 欠席委員 4名（50音順）
石渡委員、河西委員、松村委員、山崎委員
- 5 出席職員
柏木福祉保健部長、小森福祉保健部次長（兼）生活福祉課長
＜高齢者支援課＞
鈴木高齢者支援課長、小暮高齢者支援課長補佐、神田地域支援係長、
林地域包括ケア推進係長、平澤介護予防生活支援担当主査、
長岡在宅療養推進担当主査、伊藤相談担当主査、梶原事務職員
＜介護保険課＞
山下介護保険課長、矢島介護保険課長補佐、小俣資格保険料係長、
小島介護保険制度担当主査、井上介護サービス係長、石井介護認定係長、
松本施設担当主査
- 6 傍 聴 者 0名
- 7 内 容
 - (1) 委嘱状交付
 - (2) 福祉保健部長挨拶
 - (3) 委員紹介
 - (4) 正副会長選出
 - (5) 諮問
 - (6) 地域密着型サービス指定関係部会の設置
 - (7) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会について
 - ア 概要
 - イ 会議の公開について
 - ウ 今後の開催予定について
 - (8) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の概要について
 - (9) 府中市地域包括支援センター令和5年度活動実績及び令和6年度活動計画について

8 配付資料

- 資料1 府中市附属機関の設置等に関する条例
- 資料2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会規則
- 資料3 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員名簿
- 資料4 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会事務局名簿
- 資料5 府中市地域包括支援センターの運営状況について
- 資料6 地域ケア会議・生活支援体制整備の協議会の概要
- 資料7 府中市版地域包括ケアシステム図
- 資料8 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の公開について
- 資料9 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定
- 資料10 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）本編
- 資料11 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）概要版

9 全文録

○事務局 皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から「第1回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の会議にご出席くださり、誠にありがとうございます。

会議の開催に当たりまして、はじめに事務局からのお願いでございますが、議事録の作成をスムーズに行うために、会議の開催中は録音をさせていただきます。また、本日の第1回会議におきましては、広報用の写真も数枚撮影させていただきますので、併せてご了承願います。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

皆様の机の右側には、上から、委員の皆様のお名前の入った委嘱状及び席次表を配付しております。

また、左側には、会議次第のほか、

- 資料1 府中市附属機関の設置等に関する条例
 - 資料2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会規則
 - 資料3 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員名簿
 - 資料4 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会事務局名簿
 - 資料5 府中市地域包括支援センターの運営状況について
 - 資料6 地域ケア会議・生活支援体制整備の協議会の概要
 - 資料7 府中市版地域包括ケアシステム図
 - 資料8 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の公開について
 - 資料9 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定
 - 資料10 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）本編
 - 資料11 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）概要版
- をお配りしております。資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、次第に沿って進めてまいります。本来であれば、「資料2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会規則」の第4条にございますとおり、この協議会につきましては会長に議事を進行していただきますが、会長が決定されるまでの間、事務局で代わりに進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の会議は、出席委員数が過半数に達していることから、有効に成立することをご報告いたします。

それでは、はじめに、次第の「1 委嘱状交付」でございます。委嘱状につきましては、本来であれば、市長から委員の皆様へ直接お渡しするところでございますが、本日他の公務の都合上出席が叶わず、また協議時間の関係もございますので、皆様の机の上に置かせていただいております。これをもちまして、委嘱状の交付に代えさせていただきますので、ご了承願います。

続きまして、次第の「2 福祉保健部長挨拶」に移らせていただきます。会議の開催に当たりまして、柏木福祉保健部長から、皆様にご挨拶を申し上げます。

○事務局 ただいまご紹介いただきました、福祉保健部長の柏木でございます。この度当該協議会の委員をお願いしましたところ快く引き受けていただき、また初回の協議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。先ほど、委嘱状を交付させていただきましたが、任期は3年弱ほどございます。この間、現行計画の進捗確認や評価、また次期計画を進めるうえでの取組に当たって、様々なご意見を頂戴することになります。また次第にもありますが、高野市長からの諮問事項をお渡しさせていただきますが、改めて委員の皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願いさせていただきます、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、次第の「3 委員紹介」でございます。「資料3 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会委員名簿」をご覧ください。恐れ入りますが、資料3の名簿順に、各委員から簡単に自己紹介をお願いいたします。

(各委員が順次自己紹介及び欠席した委員を事務局から紹介)

○事務局 ありがとうございます。それでは次に事務局の自己紹介をいたします。委員の皆様は「資料4 事務局名簿」をご参照ください。

なお、時間の関係もございますので、事務局は名前の紹介のみとさせていただきます。

(事務局職員が順次自己紹介)

○事務局 続きまして、次第の「4 正副会長選出」でございますが、「資料2 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会規則」をご覧ください。第3条に記載のとおり、委員の互選により定めることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

○委員 先程委員の皆さんから自己紹介ありましたが、初対面の方も多いと思いますので、事務局の方で考えがあればご提案いただきたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。事務局といたしましては、介護保険状況や政策形成等に造詣の深い廣瀬委員に会長を、また、岸委員に副会長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(委員から異議なしの声)

○事務局 それでは、会長に廣瀬委員、副会長に岸委員とすることよろしいでしょうか。

(委員賛同)

○事務局 ありがとうございます。それでは、会長席にお移りください。

(会長座席移動)

○事務局 ここで会長より、一言ご挨拶をいただきたいと思います。廣瀬会長、よろしくお願いいたします。

○会長 改めまして廣瀬と申します。よろしくお願いいたします。地域の高齢者が生活していく際に制度の狭間に落ち込んでしまう方がいて、その方がなかなか根付いていかないという点に疑問を感じて研究の世界に入ったのですが、実際の制度政策も大事ですが、運営をどうしていくか、どのように制度を使っていくかということが本当に大事なのだと思っています。そのことを考えるとこの会議の意味は、計画に意見が言える、たくさんの専門家の方に集まっていただく大変意義深い会議であると思います。前任の会長さんから比べると若輩者なので、皆様から忌憚のない意見をいただき、また事務局の方々にのご助力いただきながら会を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 会長、ありがとうございます。続きまして、次第の「5 諮問」でございます。柏木福祉保健部長から廣瀬会長に諮問書の伝達をさせていただきます。

(諮問書を読み上げ、部長から会長へ諮問書の伝達)

○事務局 それでは、ここから先の進行につきましては、会長をお願いしたいと存じます。

○会長 それではこれから先は、私が議事を進行いたします。次第の「6 地域密着型サービス指定関係部会の設置」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、地域密着型サービス指定関係部会の設置について、ご説明させていただきます。

はじめに、地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できることを目的に創設されたサービスでございます。本市が事業者の指定を行い、原則として、本市の市民のみが保険給付の対象となります。本市がその事業者を指定する際には、介護保険法に基づき介護保険の被保険者、その他の関係者のご意見を伺う必要があります。本市では当該事項につきましては、府中市附属機関の設置等に関する条例第7条で「部会を置くことができる」と規定されていることから、本協議会の下部組織として、「地域密着型サービス指定関係部会」を設置し、委員5名で運営しているところでございます。

また、令和6年度の介護保険法改正により、介護保険サービスのケアプランを作成する居宅介護支援事業所が新たに介護予防支援を行う場合につきましても、事業者の指定と同様に、関係者のご意見を伺うこととなりました。

したがいまして、今後につきましては、地域密着型サービスの指定に加え、介護予防支援の指定も含め、引き続き前回同様の5名体制での運営を行ってまいりたいと考えております。つきましては、地域密着型サービス指定関係部会の設置に関しまして、本協議会でのご了承をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。皆さん、部会の設置ということですが、いかがでしょうか。

(委員から異議の声なし)

○会長 それでは、設置が承認されましたので、引き続き部会委員の選任につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、地域密着型サービス指定関係部会委員等の選出につきまして、ご説明させていただきます。

部会委員及び部会長に関しましては、本協議会規則の第5条で「会長が指名する」と規定されておりますが、委員につきましては、学識経験を有する者から1名、サービス事業者から1名、社会福祉関係団体から1名、医療関係団体から1名、公募市民から1名の合計5名でお願いしたいと考えております。

つきましては、はじめに部会員5名をご指名いただき、その後、会長をご指名いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、規則で委員の選任につきましては本協議会の会長が指名することとなっておりますので、指名をさせていただきます。

サービス事業者から、鈴木委員、社会福祉関係団体から、永合委員、医療関係団体から、井手委員、公募市民の方から井上委員、学識経験を有する者から、私が務めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

(委員から異議の声なし)

○会長 続いて、部会長の選任につきましては、前回の部会の際にも学識経験を有する方が務められていたことから、私が務めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

(委員から異議の声なし)

○会長 次に、次第の7「(1) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会について」のうち、「ア 概要」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の概要につきましてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。この資料は、表題に記載の条例の抜粋です。本協議会は、府中市付属機関の設置等に関する条例で規定する市長の付属機関として設置するものです。裏面をご覧ください。本協議会の所掌事項は「(1) 府中市高齢者保健福祉計画の推進に関する事項」、「(2) 府中市介護保険事業計画の推進に関する事項」、「(3) 地域包括支援センターの運営状況の評価等に関する事項」、「(4) 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する事項」、「(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項」となっており本協議会は、これらについて調査審議していただくことが役割となります。なお、(1)の府中市高齢者保健福祉計画につきましては、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、(2)の府中市介護保険事業計画につきましては、介護保険事業に係る介護保険給付の円滑な実施を図るため、それぞれ老人福祉法、介護保険法に基づき策定するものですが、現行の計画を推進するため、また、次期の計画を策定するために評価やご審議をいただくものとなります。現計画の内容は、後の議題(2)の資料10及び11において説明いたします。(3)は、市内に設置している地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、運営状況の評価をしていただくものとなります。(4)につきましては先ほどの次第6「地域密着型サービス指定関係部会の設置」でご説明したとおりです。

続きまして、資料2をご覧ください。本協議会の組織及び運営について必要な事項は、「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会規則」により定めております。

続きまして、資料3及び4につきましては、冒頭で自己紹介をしていただいておりますのでここでは割愛いたします。

続きまして、資料5-1をご覧ください。こちらの資料は、本協議会のなかで位置付けている地域包括支援センター運営協議会において、運営状況等の評価を行う対象である地域包括支援センターについて概要を記載したものでございます。地域包括支援センター運営協議会の役割については、1の「目的」に記載しておりますが、市内にある、泉苑、よつや苑、あさひ苑、安立園、おしたて、かたまち、しんまち、緑苑、にしふ、これまさ、みなみ町の11か所の地域包括支援センターの活動実績及び活動計画を確認することで、各

活動の進捗状況を評価し、適切、公正かつ中立なセンター運営を確保することを目的としております。なお、地域包括支援センターが担う主な業務は、3に記載しておりますとおり、総合相談支援業務、権利擁護業務、在宅医療・介護連携推進事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、認知症対策事業、地域包括支援ネットワーク構築、介護予防事業、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務です。参考として、「4 地域包括支援センターの分布状況」には、市内の地域包括支援センターの位置とその圏域を示し、担当する圏域内の高齢者の数や高齢化率を参考に記載しています。

資料5-2の内容については、この後の議題において、各センターからご報告いただきますのでこの場では割愛させていただきます。

続きまして、資料6をご覧ください。本協議会のなかで地域包括支援センター運営協議会と併せて位置付けている地域ケア会議及び生活支援体制整備の協議会の概要について、説明いたします。1の地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていくもので、地域包括ケアシステムの構築において重要な役割を持ちます。市では、高齢者の悩み事や困り事などのニーズを適時、的確に把握するため、地域ケア会議を実施しております。本市では、地域ケア会議として、(1) 担当地区ケア会議、(2) 自立支援ケア会議、(3) 高齢者地域支援連絡会、(4) 本協議会の4つを位置付けております。(1)及び(2)は個別ケースを単位とする第3層の会議体として実施しているもので、それぞれ資料に記載の役割と目的を設定しております。(3)は、地域包括支援センターの圏域を単位とする第2層の会議体として実施しているもので、民生委員・児童委員、自治会・町会等の地域の関係機関との情報共有及び検討を行っております。(4)の本協議会は、市内全体を対象とする第1層の会議体として実施しているもので、1層や2層の会議体により把握した地域課題を統括的に報告し、それらを踏まえて現行計画の進行管理や次期計画の策定をしていただく中で、地域課題への対応方法について、検討協議していただくこととなります。裏面をご覧ください。

2の生活支援体制整備事業とは、厚生労働省の定義としては、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とする事業のことを指しています。本市では、点線の囲みの中に記載のとおり、介護保険制度などの「共助」や行政による支援である「公助」では対象とならない、又は必要とする支援が得られない高齢者の生活支援のニーズについて、地域における住民その他の組織等が連携し、相互の支え合い等によって高齢者が求める「ちょっとした困り事」にも対応するための仕組みを構築すること。「自分の元気を地域の元気に」という考え方を基軸に、元気な高齢者が地域を支える担い手となることによって、「社会参加による介護予防」の効果を支え手が享受するだけでなく、住民相互の理解が深まることで、「自らが困ったときに支えてもらえる社会」の実現といった「地域の活力」にも寄与することの二つを目的としております。

(3)をご覧ください。これを達成するための市の具体的な体制としては、資料の①に記載

のとおり、市全体及び11ある日常生活圏域それぞれに生活支援コーディネーターを配置するとともに、②に記載のとおり、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取り組みを推進するための組織として、市全体を対象とする第1層の協議体として本協議会を、各日常生活圏域を対象とする第2層の協議体としてわがまち支えあい協議会を設置しております。

続きまして、資料7をご覧ください。こちらは先ほどの資料6の地域ケア会議の説明においても触れさせていただいた「地域包括ケアシステム」の本市におけるイメージをについて、イラストを用いて示したものでございます。「地域包括ケアシステム」とは、介護が必要になった場合においても、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことを可能としていくために、すまい、医療、介護、介護予防、生活支援が包括的に確保される体制をいうもので、団塊の世代が75歳以上となり介護ニーズの急増が予測される令和7年までに構築するとともに、その先に向けて更に深化・推進していくことが求められております。本市は東京のベッドタウンという地域特性があり、40～50代の人口が多いことから、高齢化率は全国平均や東京都平均に対して比較的低位推移しておりますが、今後は、前期高齢者が急増することが見込まれ、介護及び介護予防ニーズがますます高まることが予測されております。こうした特性を踏まえ、本市では、健康づくりや介護予防を重視しつつ、その他の取組も含めて、地域包括支援センターを中核機関として様々な地域資源と有機的に関わり合うことで、府中市版地域包括ケアシステムの構築が推進されていくことを目指してまいります。

以上で説明を終わります。

○会長 事務局から説明のあった「概要」について、ご意見やご質問はございますか。

無いようですので、次に「イ 会議の公開」について事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは説明いたします。恐れ入りますが、資料8の「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の公開について」をご覧ください。

はじめに、「1 会議の公開」でございますが、本市では府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を含む附属機関等の会議につきましては、府中市情報公開条例により、公開が原則となっております。本協議会につきましても、資料に記載の(1)、(2)、(3)の例外規定には該当しないことから、この原則を遵守することとしたいと考えております。

続きまして、「2 傍聴希望への対応」でございますが、記載のとおり5点ございまして、1点目は「会議の開催に当たっては、広報紙及び市ホームページで会議日程及び傍聴について掲載する」こと、2点目は「傍聴人数は5人以内を定員とする。ただし、会議室の広さを考慮し、各々の会議毎に人数を決定する。また、前日までの申込みを原則とする」こと、3点目は「傍聴者は傍聴者名簿に必要事項を記入し、傍聴についての諸注意を確認した上で、指定された場所で傍聴する」こと、4点目は「当日の会議資料は、傍聴者にも配付し会議終了後に回収するものとする」こと、5点目は「会議当日の傍聴者の入室については、会長が協議会の判断を仰ぐ」こと、以上の運用にしたいと考えております。

最後に、「3 会議録の公開」でございますが、「会議ごとに要点記録による会議録を作

成し、委員の皆様が内容を確認した後に、ふるさと府中歴史館 2 階の市政情報公開室、中央図書館、白糸台図書館、西府図書館及び市ホームページで一般の閲覧に供する」形で公開したいと考えております。つきましては、委員の皆様には、次の会議の開催前を目途に会議録の案を送付してご確認いただき、修正の有無を次の会議の中で確認したうえで、確定したいと存じます。なお、この会議録の内容につきまして、決定していただきたい点が 1 つございます。会議録の中で発言者のお名前を明記するか否かにつきましては、各附属機関に運用が委ねられております。議論の過程を明確にするという観点から委員名を明記するという考えもございますし、活発な議論が抑制されないように“委員”という表記に統一する手法もございますので、ご審議願います。なお、他の附属機関におきましては、委員名を明記しない会議録の方が多くなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○会長 事務局から説明のあった「会議の公開」について、ご意見やご質問はございますか。特に、会議録に発言者の氏名を記すか否かについては、この会議で決めてほしいとの説明でしたが、その点については、どのように扱いましょうか。

○委員 案の時は名前を明記し、公開の際には明記しないというのはできますか。

○事務局 会議録のご確認の際には委員の名前を明記したもの、そこから公開の際には委員名を削除するというのは前回の内容となります。

○委員 それであれば、前回と同様が良いと思います。

○会長 他にございますか。それでは無いようですので、「会議の公開」については事務局案のとおりとし、会議録への発言者名の記載については、確認の際には明記し、公開の際には委員名を削除することといたします。

続いて、「ウ 今後の開催予定」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは説明いたします。恐れ入りますが、資料 9 の「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の開催予定」をご覧ください。

はじめに、協議会の開催回数でございますが、令和 6 年度は全 4 回の開催を予定しており、開催日程につきましては、概ね 3 か月に 1 回程度の開催とさせていただきたいと考えております。なお、第 2 回協議会については、8 月 22 日木曜日の午前 10 時から開催したいと考えております。第 3 回目以降の日程については、改めて調整させていただければと存じますので、ご了承ください。

続きまして、主な審議内容につきまして、説明いたします。本日の第 1 回会議におきましては、ここまでに「会議の運営方法」など基本的な協議会の運営事項を決めてきたほか、本協議会の中に位置付けております「地域包括支援センター運営協議会」、「地域ケア会議・生活支援体制整備の協議会」としての機能の概要を説明させていただきました。また、これ以降には、審議に先立っての共通認識をお持ちいただくため、「第 9 期の府中市高齢者保

健福祉計画・介護保険事業計画」の概要についてご説明をさせていただくほか、地域包括支援センター運営協議会として、地域包括支援センターに関する令和５年度の事業報告と令和６年度の事業計画についてご説明をさせていただきます。

第２回以降については、今後、テーマの追加・変更等がある場合もございますが、資料では概ねの予定をお示ししております。第２回では、第８期計画の令和５年度の実績報告と令和６年度の計画が中心となります。３回目以降、地域包括支援センター運営協議会として、各センターの状況確認、また、地域ケア会議・生活支援体制協議会として、地域課題の把握をしたいと考えております。

令和７年度は、令和６年度に実施する計画の進行管理等については継続しつつ、第１０期計画策定に向けた各種アンケートを実施していき、令和８年度には、各種アンケート結果を踏まえながら重点施策を中心に計画の素案づくりを進める予定です。

以上でございます。

○会長 事務局から説明のあった「今後の開催予定」について、ご意見やご質問はございますか。

無いようですので、「今後の開催予定」については、事務局案のとおりといたします。

続いて、議題の「(２)府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 第９期 の概要」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、お手元の資料に基づき、「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第９期）」の概要につきまして、ご説明させていただきます。府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、資料１０として、厚い方の計画冊子、資料１１として、その概要版の２つを配付しておりますが、説明につきましては、資料１１を用いて進めてまいります。

資料１１ 第９期計画の概要版の表紙をおめくりいただき、２ページをご覧ください。はじめに計画策定の趣旨ですが、１段落目では、我が国の高齢者人口は、今後も増加傾向が続くことが見込まれることを記載しており、２段落目では、今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もある一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なること。また、こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を定めることが重要であることを記載しております。３段落目以降には、本市では、令和３年１月に策定した第８期計画に基づき地域包括ケアシステムの構築を推進してきたこと、現在の状況や国が示す基本指針を踏まえ、高齢者保健福祉施策の更なる推進や介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施するために、本計画を策定したものであることを記載しております。

次に、計画の位置付けについてですが、本計画は、老人福祉法で規定されている「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法で規定している「介護保険事業計画」として一体的に作成したものとなります。また、「府中市総合計画」及び「府中市福祉計画」といった上位

計画の下位に紐づく、高齢者福祉及び介護保険の分野別計画としても位置付けられており、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画などの本市の関連計画や、国・東京都の関連計画との整合性を確保しています。

続いて、計画期間についてですが、令和6年度から令和8年度までの3か年となっています。

3ページをご覧ください。本計画の基本理念は、令和5年度までの第8期計画と同様に「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」を設定しています。この基本理念の達成に向け、本計画における各種施策を推進していくことは、「地域包括ケアシステム」が構築されていくことを表します。「地域包括ケアシステム」については、先ほど資料7にてご説明させていただいたとおりです。

続きまして、6ページをお開きください。本市の人口の推移のうち、高齢者人口は今後も増加が続き、本計画期間は59,000人程度で推移し、令和7年には約59,500人（高齢化率：22.8%）、令和22年には、約75,600人（高齢化率：30.7%）になる見込みです。

続きまして、8・9ページをお開きください。本計画の体系図を示しています。「住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくり」という基本理念を達成するため、本計画では4つの基本目標として「1心と体がいきいきしている」「2住み慣れた地域で暮らしている」「3安心して暮らしている」「4必要な介護保険サービスを適切に利用できている」を設定し、その下に10の対応方針と29の施策、92の事業を設定しています。

続きまして、10ページをお開きください。こちらでは、基本理念の実現に向けた10の対応方針を説明いたします。

1 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりの推進といたしましては、地域の中で高齢者が役割を持ち、これまでに培った知識や技術をいかせる場をつくることができるよう、地域貢献活動や居場所づくり、就業機会の拡大を通して高齢者の社会参加の促進を図るとともに、高齢者の生涯学習等を通じた生きがいを進めます。主な事業は、シニアクラブへの支援、高齢者の居場所づくり、高齢者のデジタルリテラシーの向上です。

次に、2 健康づくりと介護予防の一体的な推進といたしましては、心身ともに健康な期間である「健康寿命」を延伸するためには、自分の健康は自分で守り、つくるという、生涯を通じた市民一人一人の健康づくりの意識と実践が不可欠であることから、「長いきいき生活」というスローガンの下、全ての高齢者が自らの状況に応じて健康づくりに取り組める環境を整備するとともに、地域における自主的な活動や取組が継続できるよう支援します。主な事業は、介護予防推進センターにおける介護予防事業やセンター機能の強化、短期集中予防サービス事業の推進、フレイル予防の推進です。

11ページをご覧ください。3 住まいと生活支援の一体的な推進といたしましては、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、公営住宅での住まいの提供や住宅改修給付を推進するとともに、高齢者の在宅生活を支援するため、高齢者の見守りや短期入所等の各種生活支援サービスを提供し、また、地域の支え合いによる生活支援体制の構築を推進します。さらに、生活に困難を抱えた高齢者等に対する住まいの確保と生活支援を一体的に提供する取組を推進します。主な事業は、公営住宅の管理運営・高齢者入居枠の確保、高齢者自立支援住宅改修給付、生活支援体制整備事業の推進です。

次に、4 医療と介護の連携強化といたしましては、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安全・安心に在宅療養生活を送ることができるよう、在宅療養相談窓口や、医療・介護・福祉関係機関のネットワークを充実させ、入退院や看取りを始め、在宅療養における多職種連携を一層進め、一般診療所の訪問診療や往診に関する体制、バックベットの確保など、総合的な在宅療養環境の整備を進めます。さらに、市民に対して、在宅療養や看取りに関する情報を提供するとともに、もしものときのために、高齢者自身が望む医療やケアについて、前もって考え、繰り返し話し合い、共有する人生会議に関する普及啓発を推進していきます。主な事業は、医療・介護・福祉関係機関の連携体制の整備、在宅療養に関わる専門職の相互理解、在宅療養相談窓口の充実です。

12 ページをお開きください。5 介護者（ケアラー）への支援の充実といたしましては、高齢化と家族の形態の変化により、働き盛りの介護者の介護離職、老老介護、介護と子育てのダブルケア、遠距離介護など、家族の介護を取り巻く状況は多様化しており、一くくりにできない様々な課題を抱えていることから、地域包括支援センター等において家族介護者教室や介護者の会を開催し、介護者への知識や技術の普及、介護者同士の交流や情報交換の支援を行います。また、介護者が必要な情報を得やすくなるよう、効果的な周知方法や媒体を活用して情報提供を行います。主な事業は、介護者への情報提供、介護者への交流支援、緊急時のショートステイの確保です。

6 安全・安心の確保に向けた施策の充実といたしましては、高齢者や障害者、生活困窮者、虐待を受けている人、認知症による判断力の低下などの課題を抱えている人、制度の狭間にあつて必要な支援が受けられない人など、市民の様々な生活や福祉の課題に応じた支援が必要とされていることから、市や地域包括支援センターの相談機能の更なる充実と関係機関との連携の深化に取り組みます。また、災害や消費者被害などの高齢者を取り巻くリスクを防ぐために、関係者や関係機関と連携した支援体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。さらに、感染症に関して、国や東京都が示す行動計画等に基づいた対策を講じるとともに、高齢者が健康や衛生面での予防対策を受けることができるよう必要なサポートを行います。主な事業は、地域での多様な相談体制の整備、担当地区ケア会議の開催、避難行動要支援者支援体制の整備です。

13 ページをご覧ください。7 認知症施策の推進につきましては、これまでも認知症サポーターの養成を始め、認知症地域支援推進員の配置など様々な認知症支援の地域づくりを進めてまいりましたが、令和5年6月に認知症基本法が成立したことから、従来の認知症施策推進大綱に加えて同法の趣旨も踏まえ、認知症の人を含めた市民一人一人が個性と能力を十分に発揮し、互いに人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会の実現を目指し、認知症になっても安心して生活できる認知症バリアフリーの推進に向けて取り組みます。主な事業は、認知症サポーター「ささえ隊」養成講座の実施、認知症ケアの普及啓発、介護予防推進センターにおける認知症予防教室の実施です。

次に、8 地域支援体制の充実につきましては、市内11か所の地域包括支援センターを中心に、またそのネットワークを強化しながら、本市の地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。地域支援体制の充実に当たっては、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーと認知症地域支援推進員、在宅療養担当者等の調整役と、社会福祉協議会の生活支援コーディネーター・地域福祉コーディネーター、介護予防コーディネーター、民生委

員・児童委員などが有機的に連携して体制を構築するとともに、高齢者見守りネットワークについても拡充していきます。主な事業は、地域包括支援センター機能の充実、地域ケア会議の開催、高齢者見守りネットワークの推進です。

14ページをお開きください。9 介護保険事業の推進につきましては、本市では、持続可能な介護保険制度の運営のために、介護予防事業などの自立支援・重度化防止の取組や、給付適正化事業などの保険者機能の強化、必要なサービスを提供するためのサービス基盤の整備などに取り組んでおり、本計画においてもそれらの取組を継続し、高齢者の自立支援と重度化防止を進めるとともに、介護サービスを必要とする人に必要なサービスが適切に提供されるように、介護保険制度の円滑な運営を進めます。主な事業は、介護給付の適正化、地域密着型サービスの基盤整備、施設サービスの基盤整備です。

最後に、10の介護人材の確保と資質の向上につきましては、事業者に対して、いきいきと働ける魅力ある職場を確立するため、段階に応じたキャリアパス研修や知識、技術等の専門性向上研修の充実などの事業の実施、介護現場の業務改善に向けた取組の情報提供を行うとともに、人材の定着や福祉に関する資格取得を支援し、相談などを通して、安心して働き続けられるよう事業所に対する支援を充実させます。また、業務の効率化・働きがいのある職場づくりへの取組を行った事業所の事例を市内の事業所に周知し、介護現場における取組の革新の横展開を図るとともに、市民が介護に対して抱くイメージを変えていくため、施設訪問などの広報活動や介護の仕事の魅力発信、働きやすい職場や外国人の受入れ環境整備などにも取り組みます。主な事業は、介護現場の業務改善に向けた普及・促進、多様な人材確保の支援、介護サービス事業者等との連携とその支援です。

15ページをご覧ください。日常生活圏域の設定についてですが、本市では、福祉計画で設定する福祉エリアを日常生活圏域として位置付けており、日常生活圏域を踏まえて高齢者福祉や介護保険の施策の展開を図っております。なお、令和3年度からの第8期計画から、文化センター圏域を基礎とした11のエリアに再整理しています。なお、現在は、地域包括支援センターの担当地区と日常生活圏域は一致しておりませんが、本年10月に地域包括支援センターの担当地区を変更し、一致するようにしてまいります。

続きまして、16ページをお開きください。介護保険事業の財政見通しとして、本計画の計画期間である3年間の給付費の見込みにつきましては、標準給付費、地域支援事業を合わせた令和6年度から令和8年度までの3年間の介護給付費等の合計は、約582億円になる見込みです。

17ページをご覧ください。第1号被保険者の介護保険料の設定についてですが、費用負担の構成については、介護保険事業は、介護保険特別会計で運営され、財源は保険料50%と、公費50%で賄われています。負担割合は65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳の第2号被保険者の全国の人口割合により決定され、前回の第8期計画に引き続き、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

続きまして、18ページをお開きください。このページには、本計画期間中の第1号被保険者の介護保険料の額を示しております。通常どおりの考え方にに基づき第1号被保険者介護保険料基準月額を算出すると、基準となる第5段階の保険料は月額6,577円となりますが、介護給付費等準備基金を活用することにより、第8期計画と同額の5,995円としています。

19ページをご覧ください。介護給付費等と介護保険料の推移ですが、第1期からの介護給付費等の総額と介護保険料月額推移を見ると、共に増加傾向になっています。介護給付費等の総額は、第1期の中間年の約65億円から第9期の中間年の約195億円と約3.0倍に、また、介護保険料基準月額は第1期の3,175円から第9期の5,995円と約1.9倍になっています。今後も、給付費の伸びに伴い、介護保険料基準額も上昇することが見込まれています。

最後に20ページをご覧ください。計画の推進に向けてでございますが、計画の評価体制につきまして、PDCAサイクルによる評価を実施します。また、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会において評価結果を報告し、次期計画へ反映していきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○会長 事務局から説明のあった「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要」について、ご意見やご質問はございますか。

○委員 本計画をここまで作るのに3年かけて、様々な課題を皆さんと意見を取り交わしたり、ボリュームのあるアンケートを作成して市民の皆さんに答えていただいたりしている中で今更なのですが、これだけのものをどれだけの市民の方が手に取って見ていただいているのかを伺いたいのと、「自分たちのこと」と市民に関心を持っていただかないといけないと思っています。

○事務局 この計画をどの程度手に取って見ていただいているのか数字として把握はできておりません。しかし、市ホームページのほか市内の図書館、情報公開室において閲覧ができるように配置させていただいております。また、内容を抜粋してではありますが、住民の集まりなどでご説明する際に活用しておりまして、その中で市民への周知につながるように取り組んでおり、引き続き進めてまいりたいと考えております。

○会長 住民の集まりでの説明の際の反応はいかがでしたでしょうか。

○事務局 介護予防の関係でわがまち支えあい協議会を回らせていただいております。9期計画の細かいところまではお伝えしていないのですが、概要は地域包括ケアシステムについてお話をしています。様々な感想をいただいておりますが、介護だけでなく、防災のことも気になるので、介護が必要な方が災害に直面した時にどうするのかを気にかけている方が多いという印象を受けています。

○会長 他にございますか。

○委員 住まいと生活支援の推進に関してのことですが、現場で高齢の方と接していると賃貸に入れない、生活保護だともう住めないから引っ越さないといけないという方、公営住宅の老朽化もあって、昭和の時代の団地が建て替えとなり、住める人と住めない人があ

るなかで、独居身寄り無しという方だと入居に困難を抱えるケースが最近目立つ。そういった方のバックアップとして、行政の取組があるのか。

もう一点、保険料 5,995 円は、他の市町村と比較してどうなのか教えてください。

○事務局 まず、高齢者の住まいに関してですが、おっしゃるとおり高齢になると入居しづらいということがあります。物件のオーナーさんの立場としては有事の際の連絡先がないと、万が一ご自宅の中でお亡くなりになったらどうなるのかといった不安が根底にございます。これに対する行政の取組は、市営住宅や高齢者住宅の入居枠の確保、また保証人の確保に関して保証会社を理由する際の保険料の一部を行政で負担する取組などがございます。また、並行して住宅関連部署が主となって進めている居住支援協議会というものがございます。こちらは行政の福祉関連部署のほか不動産関係団体などが参加しているもので、こちらの中でも同様の課題があがっており、高齢者が入居しやすくなるように、またオーナーさんも貸しやすくなるためにはどのような支援が必要かという協議を行っているところです。

○事務局 保険料についての他市との比較ですが、本市は 8 期と同額の 5,995 円とさせていただいております。26 市における 8 期計画の順位は上位 10 市以内でしたが、9 期計画では 15 位・16 位となっております。高い市では、6,500 円程度、低い市では 5,000 円程度となっているところです。

○会長 他にございますか。

○委員 基本的な質問ですが、前回の協議会の委員さんと協議会で検討して今回の令和 6 から 8 年度の計画を策定し、各事業の実績と計画値を比較して進捗状況や改善点などを検討していくというのがこの会議体の目的ということでよろしいでしょうか。

○事務局 この協議会の中で議論して、10 期計画の策定に向けた市民の意見のとりまとめをしていただくことになります。また、その過程で計画に挙げている 92 の取組について、各担当課で P D C A サイクルで評価した内容を報告いたします。そちらについてご確認・ご意見をいただくことで現行計画を推進するとともに、それを踏まえた 10 期計画の策定に繋げていきたいと考えております。

○会長 8 期計画においても活発に協議できたと思います。その内容も反映していただいていると思います。これからコロナが明けて本格的に事業が進んでいくと思いますので 9 期でも皆様のご意見を頂戴したいと思います。他にございますか。

○委員 次期計画を検討する中では、現場の声がどう計画に活かされているのか調べるのが大切だと思うのですが、前回のアンケートの回収率が低かったものがあるので、今期は力を入れていただきたいと思います。現場の声を多く吸い上げて次期の計画を検討していければ良いと思います。

○会長 ご意見ありがとうございます。他にございますか。

○委員 国保や後期高齢者といった制度の中での健康づくりと本計画の中での健康づくりとの整理をどのようにしているのかを教えてくださいたいのと、今後の課題や取組などを具体的に教えてくださいたいです。それが介護予防のみならず、市の財政や我々の懐にも関わってくると思いますので、その費用対効果が計れるのであれば教えてくださいたい。

少子高齢化が進み生産年齢人口が減少すると、介護人材の不足が喫緊の課題であると思いますが、元気な高齢者の活躍の場をどう捉えているのか。またアクティブシニアに対する情報発信、ベッドタウンということではなかなか地域に根差してない方が増えていく。そうした方との繋がりを増やす仕組みがあるのか。

最後に、保険料の収納状況はどうなっているのか。未納がどれくらいあるのか。またそれに対する対策があれば合わせて教えてくださいたい。

○事務局 1点目の健康づくりについてですが、医療保険で担っている部分と高齢者福祉で担っている部分がございます。それぞれの役割を果たしていくために連携していくことが重要と考えております。本計画についてはその双方に関連する事業を掲載しています。一例ですが、医療保険では国民健康保険の特定健康診査、健康相談を掲載しています。高齢者が色々な活動に参加して社会参加や生きがいがづくり、健康に関するセルフマネジメントをすることが重要であると、課題として捉え、充実させていきたいと考えております。

続いて介護人材に関して、元気な高齢者を活用していくことも重要であると捉えています。活動することが社会参加や生きがいがづくりに繋がっていくと考えております。現状での社会参加するための情報発信として、市では情報共有サイトの運営をしておりますが、今後はより活用していただくための周知をしてまいります。また、介護施設にボランティアとして市民の方に参加していただいている例もございます。こういった情報の横展開も重要と捉えております。

○事務局 介護保険料の収納状況について、年金から徴収する特別徴収と65歳以上と所得の増減があった場合に納付書で納付いただく普通徴収に分かれておりまして、特別徴収については収納率は100%となっています。普通徴収については、93～94%の収納率となっています。金額に対しての割合ですが、全体に対し特別徴収がおよそ90%を占めておりますので、介護保険料全体といたしまして収納率は99.5%前後となっております。残りの0.5%である普通徴収が厳しい方ももちろんいらっしゃいますので、窓口や電話でご相談させていただき、分割での支払いなど一件一件きめ細やかに対応し、収納していただいております。

○会長 他にございますか。では無いようですので、「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要」については、次回以降の議論の土台として、参考にすることといたします。

続いて、議題の「(3)府中市地域包括支援センター令和5年度活動実績及び令和6年度

活動計画」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは説明いたします。恐れ入りますが、資料5にお戻りいただき、1枚めくっていただき、資料5-2「令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画」をご覧ください。こちらは各地域包括支援センターの令和5年度報告と令和6年度計画でございまして、泉苑から順番に各センター2ページずつの構成となっております。

24ページをお開きください。このページから27ページにわたり、補足1として「令和5年度府中市地域包括支援センター活動実績関係資料」を掲載しています。この資料は、各地域包括支援センターの活動状況・相談件数や会議等の開催状況などを数値として集計したものでございます。

続いて、28ページをご覧ください。このページから最終ページまでにわたり、補足2として「令和5年度府中市福祉保健部高齢者支援課（地域支援統括関連）報告」を掲載しています。こちらは高齢者支援課が直接、または社会福祉協議会等に委託して実施している取組の活動状況や数値をまとめた資料になります。ここで1点資料の訂正をお願いいたします。29ページをご覧くださいまして、下の表、イ養介護者施設従事者等による高齢者虐待が9件とありますが、正しくは10件となります。それに伴い、その下の内訳の一番下にある事実確認中の事例を5件から6件に訂正となります。大変申し訳ございません。

資料の説明は以上となります。各地域包括支援センターでは相談や支援をはじめ、地域活動などにも取り組んでおりますが、各センターにおける状況や課題はそれぞれでございます。本日は、各地域包括支援センターのセンター長にご出席いただいておりますので、令和5年度の報告と令和6年度の計画について、順にお話しいただきます。それでは泉苑から順番に、1センターあたり3分以内でご説明をお願いいたします。

○地域包括支援センター泉苑 記載内容について要点を絞ってご説明いたします。まず令和5年度の事業報告についてです。総合相談支援業務ですが、コロナの感染症対策が緩和傾向に向かい、地域に出向くことを意識的に再開いたしました。わがまち支えあい協議会の参加、また地域の防災活動や催し事など、十分とは言えませんが地域との繋がりや再構築を意識的に行いました。今年度は民生委員や生活支援コーディネーター同士の繋がりを意識して顔の見える関係づくりに努めていきます。また、圏域変更がございましたのでそれに伴う引継ぎを丁寧に行っていきたいと思っております。

続いて権利擁護業務です。昨年度は他世代・多問題・生活困窮などの相談が増加傾向に感じました。保健所などの関係機関と連携を図りましたが、解決に至らず継続している事例もあり、地域課題となっております。今年度はこのようなケースでは通報票を活用し、関係機関と連携しながら適宜、会議などを開催していきたいと思っております。認知症等独居高齢者の把握に努め、リスクを確認した際は、安全を確保していきます。

続いて、包括的・継続的ケアマネジメントに関して、昨年度は集合形式のサロンを再開し、ケアマネジャーと包括支援センターの連携を再構築できました。困難事例に関しては、関係機関との情報共有や検討も進められるようになってきました。今年度はケアマネジャー同志や社会資源との繋がりが持てるように、集合形式のサロンを定期的開催し、繋がりを深めていきたいと考えています。

地域支援ネットワーク事業です。高齢者地域支援連絡会を担当している地域全てで開催できました。圏域変更となる地域では不安の声が聴かれています。そのため、引継ぎ先の包括支援センターにも同席していただき、顔つなぎすることで安心していただけたと感じています。今年度もわがまち支えあい協議会や地域活動へ参加し、生活支援コーディネーターを中心に繋がりを深めていき、安心に繋げていきたいと思っています。

○地域包括支援センターよつや苑 昨年度はコロナによる制限が緩和されたため、地域活動が盛んになり、イベントなどを通して、様々な普及啓発活動ができました。具体的には認知症サポーター養成講座をこれまでの倍以上となる全12会場で実施したほか地域のお祭りやバザーなどにも協力し世代を問わず集う場において介護予防や地域包括支援センターのPR活動を実施しました。また、昨年度初めての取組として、市協働共創推進課より依頼を受け、まちのクリエイター事業と題し、四谷小の5年生を対象に講師として地域包括支援センターをはじめとした福祉のお仕事について紹介しました。地域課題として、自治会やシニアクラブの高齢化が進んでいることが挙げられており、各団体における活動の衰退が懸念されている実態があります。今後若い世代をどのように地域に取り込んでいくかを考えていく必要がありますので、幅広い世代に向けた普及啓発活動は、地域包括ケアシステムの構築のために効果的な活動と捉え、今後も地域活動に積極的に参加してまいります。個別の相談ケースにおいては、在宅療養を必要とされる方をはじめ、身寄りのない方や多問題を抱えるケースも多く、多職種連携が欠かせない状況です。今年度も昨年度に引き続きチームアプローチの強化に努め、包括内における情報共有の徹底とケアマネサロンや各種研修を通して、関係機関との顔が見える関係性作りに取り組んでまいります。また、今年度は圏域変更により、よつや苑からは約180件の予防プランを新エリアに移行することとなります。ご利用者の皆様には随時説明しておりますが、変更することへの不安を訴える方が多くいらっしゃいますので、新エリアの包括と協力しながら滞りなく引き継げるよう尽力してまいります。

○地域包括支援センターあさひ苑 昨年度の報告となりますが、全体として高齢者からの支援の内容として多問題のご相談を受けることが多々ありました。その際には、生活福祉課、障害者福祉課、保健所と協力するよう働きかけました。特に生活福祉課、障害者福祉課との情報共有の場を設けることもできたので、今年度、個別の支援計画に対してのきっかけを持つことができたと思っています。全体としましては、権利擁護や在宅療養、包括的継続的ケアマネジメントに関しては、個々の担当から個別のケースを拾い出し早期の対応に努められたことが多々ありました。今後も引き続き、昨年できていたことを継続してできるよう職員と協力していきます。介護予防事業に関しては、社会福祉協議会からおりてきた業務を含めて地域に向けて対応していきたいと思います。

○地域包括支援センター安立園 令和5年度は11名体制でしたが、三職種、保健師または経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が各3名以上配置できておりまして、日頃から情報及び意見交換を活発に行い、一体的にチームとして機能することを心掛けて業務にあたっています。これまで、一人暮らしの高齢者はリスクがあると捉えてきま

したが、昨今、夫婦・兄弟で支え合って生活してきた方が身寄りがなくなったり、認知症や病気で急に生活が困難になるケースが続く、これまでの人生や大切にしてきたことなどの情報収集が難しかったり、あるいは本来はご家族が対応するような不動産関係など、込み入った内容にも包括支援センターが対応せざるを得ないような事例が続いております。身寄りがない方に限らず、早いうちから備えておくことが大事だと感じています。

ACPや死後事務委任等だけでなく、入院したら誰にポストを見てもらう、書類手続きなど誰にお願いするかなど、些細な事も備えることが大切だということを高齢者に気づけてもらえていないと感じています。包括支援センターはその備えをテーマに地域支援連絡会や包括ケア会議などを開催していますが、参加者からはもう少ししたら考えるといった反応で、危機感を伝えていくのが難しいと感じています。そういった備えには、エネルギーを要するので余裕のあるうちに取り組むことが必要だと思いますので、令和6年度以降も継続して取り組んでまいります。続いて、10月の担当地区の変更が大きなテーマになっております。安立園は中央文化センター圏域を担当することになります。5町17丁から10町23丁となり、高齢者人口、予防プラン数など全体で約1.5倍になる見込みです。職員体制は、4月にケアマネジャーを採用し12名、7月に社会福祉士で1名採用を予定しており、13名体制を予定しています。圏域は1.5倍ですが、人員は1.3倍弱にとどまりまして、これは委託費のみでなく、全体的な担い手不足で包括職員の確保というところも非常に難しくなっていて、今後の課題と捉えています。圏域が広がることで移動距離が長くなるなどいろいろな面で不安がありますが、担当が変わる高齢者の方々も不安を抱えていると思いますので、地域支援連絡会や機関誌、介護予防事業などを通して、丁寧に顔が見える関係作りに努めてまいります。また、今年度から生活支援コーディネーターが包括支援センターにも配置されましたので、中央支えあいの全体会に毎月参加するようになりました。改めて地域の皆様の活動に地域の活力を生かしていくことを実践していることを見せていただいているので、今後、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとも連携しながら包括支援センターとして何ができて何が必要なのかを模索しながら努めていきたいと思っています。

○地域包括支援センターおしたて 今年の10月からの圏域変更に伴い、4月からしみずがおかからおしたてに名称を変更させていただいております。事務所を移転してから2年という経過が経ちましたが、地域の皆様にも認知していただき、来所での相談対応が増えてきております。相談内容といたしましても、コロナ以降は虐待ケースや多問題ケースに関する相談事が増え、継続支援が必要な状況や多機関との連携が必要なことが多くなってきております。毎日朝ミーティングの際にケースについての情報を共有し、対応について検討して支援していくとともに、職員一人一人のスキルアップが必要だということで、研修なども多く参加できたと考えております。また、おしたては高齢化率も高くなってきておりまして、独居で身寄りのない方や認知症が進んでいる方も多く、地域ネットワークの構築に努めていく必要があることを強く実感しております。生活支援コーディネーターや民生委員の方々と連携し、医療機関の方との連携やわがまち支えあい協議会、地域支援連絡会を通して、情報の共有や地域資源を活用できるよう、それぞれの機関と連携を密にし、協働していけるよう、今年度も会議などにも積極的に参加し、顔も見える関係性を

作りながら努めていきたいと考えております。昨年度も、市民の方やお弁当の宅配の方、コンビニの方、新聞配達の方々から情報提供がありまして、支援が必要な方が発見されて対応したというケースが数件ありました。地域に密着した見守りの輪や情報を共有することで地域一丸となって支援に努めていけたらよいと感じております。また、認知症サポーター養成講座を通して認知症に対する理解を幅広い年代の方に働きかけることやオレンジサロンを通して認知症に関わる家族へ一人でないこと、地域に住む人たちで支え合えるといったところで知識を高め、助け合える街づくりを意識しながら、アプローチしていきたいと考えております。また、介護予防に関しては、ホットサロンの終了など事業の変更がありましたが、講座や地域交流体操などを通して高齢者の方の自主性を支援する姿勢を継続し、幅広く情報収集をしながら継続的に働きかけていきたいと思っております。あらゆる場面を通して地域の皆さんが安心して暮らすことができるよう、職員一人一人がアンテナを張り、情報を得るとともに、研修などで学んだ知識を支援の中に組み込み、地域へのネットワークを広げられるよう今年度も大切に取り組みたいと思っております。また10月の圏域変更に伴いまして、各包括支援センターと連携を取りながら、地域の皆様にご迷惑をかけないよう取り組んでいきたいと思っております。

○地域包括支援センターかたまち 包括支援センターかたまちから手短にご説明させていただきますが、ほかの包括支援センターさんと同じように、包括支援センターかたまちに入ってくる相談のケースに関してが、介護保険サービス利用だけということではなく、高齢者虐待だとか、認知症、生活困窮、ご家族の問題というところで、ご相談の内容が多様化していることが引き続き感じているところであります。そのため、包括支援センターの職員一人一人の相談対応能力の向上が必要だと感じています。そのため、包括支援センターかたまちの方では、定期的な勉強会や所内でのミーティングで情報共有をしながら、職員一人一人がスキルアップできるように、職場の環境を作っているところであります。また、どうしても多問題というところがかたまちだけではなく、他機関との連携が欠かせないというところがございます。包括支援センターの方で十分な見立てだとか、情報収集を図りながら、なるべく早い段階で必要な関係機関へのアプローチを取るよう心掛けています。次に、今年度に関しましては、ほかの包括支援センターと同じように圏域変更があります。地域の皆さんが不安を感じていらっしゃる場所もありますので、十分に説明をして少しでも不安がぬぐえるように、支援できたらと思っております。また、包括支援センターの周知というところで担当圏域が変更になるので、その新しい圏域に住まう方々との関係の構築を重要と考えております。我々は地域に広報誌（かわら版）を配っておりますが、かわら版の配布先を求めたり、地域支援連絡会といった会への参加を積極的にアプローチしたいと考えております。

○地域包括支援センターしんまち 昨年度は、認知症高齢者の支援、短期集中予防サービス、身寄りのない高齢者の対応を主に取り上げてきたことが特徴かと考えています。オレンジカフェの立ち上げや認知症マップの普及活動を行っております。また、より自分らしい生活を続けていただくために、多くの方に短期集中予防サービスをご案内させていただきまして、介護保険サービスを利用される方に対しても単にサービスをご利用するというこ

とではなくて、セルフマネジメントができるようにということで、お話をさせていただいて、その趣旨が非常に多くの方に伝わったというように思っております。短期集中予防サービスご利用後の地域の活動への参加に繋がっていることが、効果を上げていると思っています。また、身寄り問題っていうのが、全国的に非常に大きな問題で府中だけではないと感じておりますけれども、そういう問題が自分に降りかかってくると思っていない住民が非常に多いため、まずそれを知っていただくというところから始めようということで、去年はそうした学習会なども何度かやっております。地域住民のほか、ケアマネジャーや介護保険事業所の方にも来ていただいて学習会を開催しました。認知症高齢者や身寄り問題など、多くの問題が地域にはまだまだたくさんあるかなというふうに思っておりますが、今年度も引き続きこうした課題を地域の方に伝えていくということが大事と思っております。ご自身の問題として捉えていただき、備えていただく为先ほどもありましたが、自分で備えていただくことで、ご自身の人生の最後が思ったとおりになるというところを伝えていくことが非常に大事で支援者としても困難になった時点で支えるのではなく、そうなる前に準備するということを伝えてことが非常に大事だと思っています。

○地域包括支援センター緑苑 令和5年度は他の包括支援センター同じように虐待ケースですとか8050問題ですとか、多問題ケースはやはり引き続き多くなっております、包括支援センターの職員一人に対応するわけではなく、相談事例はやはり共有し、方向性を確認しながら、個々の相談業務のスキルアップにもつながっていったのではないかと思います。また、地域のところでは、やはりコロナが明けてきたということで総会やイベント、お祭りに以前と同じように参加させていただいたような形になりました。きつちりと顔の見える関係性作りというのができたというふうに思っております。ただ、地域の中で、コロナの前のような活動に戻ったところがあると思えば、ほとんど会費すら取れないようなところも出てきているということで、かなり格差が出てきているのかなというのを感じております。そういったところで、地域のところも予防も含めて、介護者教室、法人で行ってるシニア塾とを含めて、地域の方々との交流の情報発信を含めて、地域づくりを進められたと思っています。また、今年度に関しては、やはりこの10月からの圏域変更では、私たち緑苑は若松町二丁目だけが残し、それ以外は全部新たに引き継ぎ、白糸台包括支援センターとして活動する形になりますので、地域の方々、今まで関係している機関も含めて、各包括支援センターと連携を取りながらしっかりと進めて、安心した形で引継ぎができるようにしていければと思っています。

○地域包括支援センターにしふ 事業報告について先に話された包括支援センターと似ている部分が多いので、少し内容を掘り下げたところだけ、ご紹介したいというふうに思います。

介護職員の確保はどこでも聞くような話ではありつつ、すごく大きな課題で介護人材の担い手がいな。その中でも包括支援センターは少し特殊な状況に置かれていまして、介護職の方はいろいろな手当が当てられていますが、それが一切ないというのが実際のところ。これまでは包括支援センターの職員が選択肢にあったが、賃金が落ちると生活できないので包括支援センターへの異動は勘弁してほしいというようなことが面談の場面で

聞かれるというのが実際です。今回、ケアマネの手当を東京都が初めてつけるという話が出ていますが、その条件に該当しないということで手当がつかないという課題があります。また、センターでは、例えば有給休暇の1時間から取得や復職支援などいろいろ講じても歯止めが利かないような状況になってます。また、ICTに関してZoomを活用する場面が出てきているというところと、ケアプランデータ連携システムも包括支援センターの立場から広報活動するべきと思っているため、3月末に導入して4月に運用し始めましたが、実際のところ言うと、導入している事業所が少なく、広げていかなければならないと考えています。あとは、重層的アプローチが狭間になっているところで2号の保険者の方が難しいところになってるなっているというのがありまして、実際、今現場で対応していると、介護保険を使っているので包括支援センターもしくはケアマネジャーの分野ということが多くて、障害特性から来るような相談が取りこぼされたり、電子マネーのトラブルで消費者被害の相談が来た際に話の振り先がなかなかないということで狭間になっているような課題がある感じているところで、一包括支援センターとしても、しっかり働きかけていきたいと思っていますところです。

○地域包括支援センターこれまき これまきでは、昨年度はコロナ禍後ということで、気持ちを込めて支援に入ったということと地域との関係づくりを目標に取り組んでまいりました。昨年度においてよかったと思う点ですが、やはりエリア内の自治会等のイベントに参加し、地域の皆様の熱意を感じ取ることができたというところ。またそれをサポートするところがあったというところが良い点だったと思います。ただ、課題としましては、今までの話でもあったとおり、複雑・複合化しているケースの対応について、やはり多機関・多職種連携しながらという点が難しかった感じています。そういったところで、今年度はその両方を評価・深化していくことを目指して。地域の高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまちづくりの実現に寄与していくものでありたいということで計画を作りました。この一年をかけてフォーカスをして行うことにつきましては、具体的な地域課題の抽出ということを考えております。そして、それを言語化・明確化して地域に発信していくことが重要ではないかという考えています。それとともに是政、小柳町、清水が丘地区の強みがあると思いますので、そういったところを把握しながら、個別でケースに入っている方々のご本人や家族の強みを把握していく。そして包括支援センターの強みをまとめて明確化して発信していきたいと思っています。

○地域包括支援センターみなみ町 令和5年度の報告ですが、一番下段の地域の課題と重点目標というところです。様々な課題が重層化して複雑化するケースが散見されている中、この地域のインフォーマルな社会資源とも連携をして、ニーズに適切に対応できるよう多職種・多機関連携や地域協働を進める必要があるとさせていただきました。このうちの多職種・多機関連携の部分では上から四段目の包括的・継続的マネジメントの②にある多職種事例検討会の開催を行いました。また、地域協働の部分では認知症対策事業の部分でささえ隊ネット連絡会の定期開催というところを行っております。こちらはわがまち支えあい協議会とも協働して実施しているところです。

令和6年度の計画についてです。包括支援センターの圏域変更というところがありまし

て、包括支援センターみなみ町の担当エリアでは、人口でプラス1万5,000人、高齢者人口でプラス4,000人程度の増加が見込まれています。すべての業務において大きな影響があると考えておりますので、地域住民の方が不安なく引き継いでいけるよう引継ぎ、包括支援センター、高齢者支援課、介護保険課の皆さんと相談をしながら進めていきたいと思っております。一番下の地域課題と重点目標②の部分にも書かせていただいておりますが、新しいエリアがゼロから信頼関係を構築しないといけませんので、丁寧な関係づくりをしていきたいと思っております。

○会長 各地域包括支援センター及び事務局から報告のあった「府中市地域包括支援センターの活動実績及び活動計画」について、ご意見やご質問はございますか。

○委員 包括支援センター同士の横のつながりはどのようになっているのかが1つ目、相談内容が重層的になってきたというのが共通事項かと思いますが、これは昔からあったものが顕在化したのかそれとも最近増えてきたのかものなののでしょうか。

○事務局 一つ目の包括支援センター同士の横のつながりについてでございますが、各包括支援センターに職種や役割によって人を配置していただいているところですが、例えばセンター長、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師などの職種別、また役割別の連絡会を複数開催しておりまして、そちらで情報の共有や内容の検討を行い、横のつながりを作っているところでございます。また、そういった会とは別ですが、センター長同士で情報を共有をさせていただくような機会なども設けていただいているというふうに聞いているところでございます。

○地域包括支援センター泉苑 一概には言い切れない部分は当然ございますが、もともとあったもの、くすぶっていたものと言いますか、それが例えば老いの進みですとか、他世代の問題であれば、そのお子さんのご病気の進行ですとか、いろいろな問題で顕在化してくるというような過去にもお話はあり、お話を伺ったことを対応したことはあったんですけれども、その時の問題よりも大きな問題となり、ここで顔を出してきたという風に感じるものは多く感じました。

○委員 ご報告ありがとうございました。ご報告の中でも、複合的な課題を抱えていらっしゃるケースの対応だったり、地域課題への対応というところで、委託業務を全てをこなすのに、多忙の中で今年度は10月に向けての圏域変更というところで、さらに大きな労力を要する取組をなさっているというところで、皆様の現場の声を実感したところでございます。どちらかという事務局にお願いということになると思いますが、先ほどいくつかの包括支援センターさんの方からお話がありましたけれども、やはりあの介護職員の人材不足はもちろんです、包括支援センターの相談業務ですとか、あとケアマネジャーも不足しているというふうにお聞きしております。やはり新しい人材確保というのも大事ですが、今いる職員たちが疲弊して辞めないような取組、もちろん包括支援センターの所属されている法人さんだったりっていうところのバックアップも必要かと思いますが、これ

だけ大変なケースを抱えていらっしゃるの、それぞれの包括支援センターだけでは対応しきれないと思います。高齢者支援課や介護保険課だけではなくて、障害福祉の方や、生活福祉課など、関係各課の協働の下でご対応いただければと思います。

○委員 大変そうな業務がたくさんあり、とても大変そうだと思うので、やれやれというだけではなくて、やれるような体制を協力できるような行政からの支援も必要なのではないかなというところで、10期の計画予算に反映できていたらと思います。大変なことになるとは思うのですが、文化センター圏域になったので、先ほどの元気な高齢者がお互いで助け合うということで、わがまち支えあい協議会がせっかくあるので、包括支援センターの動きとしても、そこの絡みとかがまた報告で増えてくることを期待しますという意見を述べさせていただきます。

○会長 他にございますか。それでは無いようですので、「府中市地域包括支援センターの活動実績及び活動計画」については以上とさせていただきます。その他の報告、連絡事項がありましたら事務局から説明をお願いします。

○事務局 事務局から4点連絡事項がございます。

まず、1点目でございますが、府中市のホームページに、この会議の委員委嘱に関する記事を掲載いたします。お名前のほか、学識経験者と関係団体の方は所属等を掲載させていただき、公募市民の方は公募市民と掲載させていただきますので、ご了承くださいませようをお願いいたします。

2点目は、次回会議の開催日時についてでございます。先程の議題でも説明いたしましたとおり、次回協議会につきましては、8月22日木曜日午前10時を予定しております。場所は、本日と同じこちらの第2庁舎の会議室となります。

3点目は、開催通知等の送付方法についてでございます。今回の協議会の開催通知については、ご提出いただく書類の関係もございましたので郵送にてお送りさせていただきましたが、今後は、皆様に確定した情報を早くお知らせするため、会議資料の送付や日程調整も含め、電子メールでお送りさせていただきたいと考えております。ご理解とご協力のほどをお願いいたします。なお、電子メールでのお知らせをご希望されない方につきましては、個別にご対応させていただきますので事務局までお申しつけください。

最後に、4点目は委員の皆様の個人番号の確認でございます。開催通知でご案内させていただきましたとおり、マイナンバー制度に則った「番号の確認」及び「身元の確認」が必要とされております。こちらでも会議終了後に職員が確認をさせていただきますので、お手数をおかけいたしまして誠に申し訳ございませんが、ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○会長 事務局から説明のあった「4点の連絡事項」について、ご意見やご質問はございますか。

○会長 他にございますか。

それでは無いようですので、これで本日の第1回府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会を終了いたします。長時間にわたり、お疲れ様でございました。